



パパとママに贈る  
子育てガイドブック

# ながしま 子育て物語



令和4年3月

長島町

## はじめに

尊い命の誕生，おめでとうございます。  
家族が増えることはとても素晴らしく，  
幸せなことです。

同時に子育てという初めての経験に  
戸惑うことも多いと思います。

子育て中のかたがたにとって，  
少しでも役立つ情報を  
お知らせできればとの思いから  
この子育てガイドブックを作りました。  
長島町での子育てに，ぜひお役立てください。



### \*児童憲章\*

児童は，人として尊ばれる。  
児童は，社会の一員として重んぜられる。  
児童は，よい環境のなかで育てられる。

**児童憲章**…国の児童憲章制定会議において，日本国憲法の精神にしたがって，  
児童に対する正しい観念を確立し，すべての児童の幸福をはかる目的で  
定められています。

# もくじ

## 1 妊娠と出産

- 1-1 妊娠がわかったら…………… 2
- 1-2 仕事と出産…………… 4
- 1-3 産前・産後休暇中,  
育児休業中の経済的支援等…………… 6
- 1-4 赤ちゃんが生まれたら…………… 6
- ◆かごしま子育て支援パスポート  
町内の協賛店一覧…………… 9

## 2 乳幼児期

- 2-1 赤ちゃんの健康管理…………… 10
- ◆予防接種スケジュール  
(3歳未満)…………… 11
- 2-2 幼稚園・保育園・  
認定こども園などの利用…………… 12
- 2-3 地域子育て支援拠点…………… 13

## 3 学童期

- 3-1 小学校入学…………… 14
- 3-2 放課後児童クラブ(学童保育)… 15

## 4 長島町独自の奨学金制度

- ◆ぶり奨学金制度…………… 16

## 5 ひとり親家庭への支援

- ◆児童扶養手当…………… 17
- ◆ひとり親家庭医療費助成…………… 18
- ◆自立支援教育訓練給付金…………… 18
- ◆高等職業訓練促進給付金…………… 19
- ◆母子父子寡婦福祉資金…………… 19

## 6 障がいに応じた支援

- ◆障害者手帳…………… 20
- ◆医療費の助成…………… 21
- ◆各種手当・年金制度…………… 22
- ◆障害福祉サービス…………… 23
- ◆鹿児島県身障者用駐車場利用証制度  
(パーキングパーミット制度) …… 23

## 7 ケガ・病気のために 頼りになるお医者さん

- ◆医療機関一覧…………… 24



# 1

## 妊娠と出産



### 1-1. 妊娠がわかったら

#### 妊娠届を出しましょう

問合せ先：町民保健課

妊娠がわかったら、町民保健課（長島町役場1階）、総合管理課（指江支所1階）で「妊娠届出書」を提出してください。

妊娠届出書を提出すると「母子健康手帳」をお渡しします。

妊娠した方のマイナンバーカードが必要です。

※マイナンバー通知カードの場合は、マイナンバー通知カードと顔写真つき身分証明書等が必要です。

#### 妊娠中の健康管理

妊娠中は普段より一層健康に気を付けなければなりません。定期的に健康診査を受けましょう。母子手帳交付の際に、委託医療機関で利用できる妊婦健康診査受診票をお渡しします。

##### ◆定期健康診査の回数

- 妊娠23週（6か月）まで…4週に1回
- 妊娠24週～35週（7か月～9か月）…2週に1回
- 妊娠36週以降（10か月）…毎週1回

##### ◆妊婦健康診査受診票

決められた検査項目の費用を公費で負担します。  
※里帰り出産等、県外医療機関受診希望の場合は町民保健課までお問い合わせください。

##### ◆妊婦歯周疾患検診

###### ■対象者

妊娠中の方

###### ■検診期間

妊娠期間中

※妊娠5か月（20週）～7か月（28週）頃までの受診をお勧めします。

###### ■場所

委託歯科医院

###### ■必要なもの

- 母子健康手帳
- 受診票（問診票）…母子健康手帳交付の際に受診票をお渡しします。

※決められた検査項目の費用は無料ですが、検査の結果により治療を開始される場合は保険診療となり、自己負担が発生します。

獅子島に居住し、産科医療機関を利用する妊婦の経済的負担の軽減を図るための**長島町獅子島地区出産支援事業補助**もあります。

● 妊婦健診を受診する際の交通費（渡船料）

● 出産に備え、島外の出産する場所に事前に待機する際の交通費及び宿泊費（上限あり）

### 安心して赤ちゃんを迎えるために

離乳食のことや赤ちゃんのお風呂など妊娠中から疑問はいっぱい。長島町では妊婦さんやご家族が安心して出産育児にのぞめるように、妊娠中の生活や出産についての教室を開催しています。

初めて出産にのぞまれる方も第2子以降の方も、旦那さんやご家族も誘って参加してみてください。



事業名	対象	内容	時期	場所
イルカ教室	妊婦・家族	分娩経過と呼吸法 妊娠中の栄養、新生児の特徴 沐浴実習、その他相談	年2回 (6月, 12月)	保健福祉センター

# 授かりたいという気持ち,長島町も応援します。

## エンゼル支援事業助成金

不妊及び不育治療の医療費の一部を助成することにより不妊に悩む夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図ります。

### ■対象者

町内に1年以上居住し、婚姻後1年以上経過した夫婦で国民健康保険及び社会保険各法の医療保険加入者。

獅子島に居住する方で、不妊治療をする方には交通費、フェリー（定期航路）往復の車両運賃、宿泊費の支援もありますよ！



## 長島町は不妊治療にかかった費用を助成します。

区 分	一般不妊治療
対象となる検査・治療	・不妊治療検査・排卵誘発法・タイミング法 ・人工授精等治療に要する全て。
対象者	長島町に1年以上住所を有すること。 医療保険加入者で町民税の滞納がないこと。
助成額	1年当たりの上限10万円
助成期間 助成回数	制限なし
所得制限	なし
指定医療機関	指定なし
申請できる期間	随時
申請先	長島町役場 町民保健課 保健予防係
問合せ先	長島町役場 町民保健課 保健予防係 電話 0996-86-1157



### 専門相談窓口【鹿児島大学病院】

#### \*電話相談

相談員…産婦人科医師・助産師  
受付時間…毎週月・金曜日 15時～17時  
専用電話…099-275-6839

#### \*メール相談【随時受付】

相談員…産婦人科医師  
アドレス…funin@po.pref.kagoshima.jp

### 一般相談窓口【出水保健所】

相談員…保健師  
受付時間…月～金曜日 8時30分～17時  
電話…0996-62-1636

## 不妊に関する不安や相談、お話し下さい。

鹿児島県では、不妊に悩む方のために、医学的・専門的な相談や不妊による心の悩み等について、専門相談窓口と一般相談窓口を設けています。

医師、助産師、保健師が相談員としてご相談者の意志とプライバシーを尊重しながら対応しますので、お気軽にご利用ください。相談はすべて無料です。



# 1-2. 仕事と出産

## 妊娠がわかったら

妊娠がわかったら、会社側が休み中の体制を整えられるように早めに出産予定日と休業の期間を上司に報告しましょう。健診スケジュールも前もって伝えましょう。

会社に規定がなくても、パートなどの方も会社へ申し出ることができます。

## 妊娠中の働く女性を守るために

労働基準法や男女雇用機会均等法では、働く女性の母性を保護するための規定を設けています。

## 妊娠中の職場生活

### ◆就労の制限(労働基準法)

- 時間外、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制の適用制限
- 軽易な業務への転換
- 危険有害業務への就業制限



## 産前産後休業

産前産後の休業については、正社員・パートといった雇用形態にかかわらず取得できます。会社に請求方法を確認しましょう。

### ◆産前休業・産後休業(労働基準法)

産前休業は、出産予定日の6週間前(双子以上の場合14週間前)から請求できます。また、産後8週間は就業することができません。ただし、産後6週間を経過後に、本人が請求し、医師が認めた場合は就業できます。  
※産前産後休業中の社会保険料は免除されます。

### ◆解雇制限(労働基準法)

産前産後休業中とその後の30日間はいかなる理由があっても解雇はできません。



## 産後休業後に復職するときは

### ◆育児時間がとれます(労働基準法)

生後1年に達しない子を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分間の育児時間を請求できます。

### ◆時間外労働、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制限、危険有害業務の就業制限があります(労働基準法)

産後1年を経過しない女性には、妊娠中と同様にこれらが適用になります。

### ◆母性健康管理措置(男女雇用機会均等法)

産後1年を経過しない女性は、医師等から指示があったときは、健康診査等に必要な時間の確保を申し出ることができます。

また、指導を受けた場合には、必要な措置を受けることができます。

### ◆育児のための所定外労働の免除・短時間勤務の制度(育児・介護休業法)

3歳に満たない子を育てている父母が請求した場合、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはならないとされています。

また、事業主は原則として、所定労働時間の短縮措置を講じなければなりません。

# 育児休業について

1歳に満たない子を養育する労働者は、男女を問わず、希望する期間、子どもを養育するために休業することができます。

## 育児休業を取るには

### ◆ 育児休業 (育児・介護休業法)

1歳に満たない子どもを育てる父母は育児のために休業できます。また、1歳を超えても保育所に入所できないなど休業が必要と認められる場合は1歳6か月まで延長できます。

## 育児休業を取ることができる人

正社員だけでなくパートタイム労働者も一定の要件を満たしていれば取得できます。

## 育児休業を取るための手続き

会社の規定を確認し、遅くとも育児休業を取得する日の1か月前までに、「育児休業申出書」を人事担当に提出しましょう。

規定がない場合でも、育児・介護休業法を根拠に請求ができます。

1歳から1歳6か月までの育児休業については、休業開始予定日から希望どおり休業するにはその2週間前までに申し出てください。

## 社会保険 (健康保険・厚生年金) の保険料の免除

3歳未満の子を育てる被保険者が育児休業を取得する場合、休業期間中の保険料が免除されます。詳しくは、勤務先に確認してください。

## 育児休業給付金

1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した等、一定の要件を満たした方を対象として、休業開始時の賃金に対して一定割合で支給されます。(最新の支給割合は、ハローワーク等にお問合せ下さい。) 詳しくは勤務先に確認してください。

※ 共済組合加入の方は、育児休業手当金の支給となります。詳しくは勤務先に確認してください。

# 幼い子供を育てながら働き続けるために

## 短時間勤務制度

事業主は、3歳未満の子を養育する男女労働者について、短時間勤務制度 (1日原則として6時間) を設けなければならないことになっています。

## 所定外労働の制限

事業主は、3歳未満の子を養育する男女労働者から請求があった場合は、所定外労働をさせてはならないことになっています。

## 子の看護休暇

小学校就学前の子どもを育てている父母は、申し出ることにより年次有給休暇とは別に、1年につき子どもが1人なら5日、2人以上の場合は10日、子の看護のために休暇を取ることができます。(有給か無給かは会社の規定によります。)

## 時間外労働・深夜労働の制限・深夜業の免除

小学校就学前の子どもを育てている父母が請求した場合、事業主は制限時間 (年150時間、月24時間) を超える時間外労働や深夜業 (午後10時から午前5時の間の労働) をさせてはならないことになっています。

出産

満1歳

満3歳

小学校入学

妊娠		8週目	9週目～
母性健康管理措置	産前休業 (6週)	産後休業 (8週)	育児時間
		パパママ育休プラス	
		育児休業 (2歳まで延長可)	
		育児のための所定外労働の免除、短時間労働勤務制度	
		子の看護休暇 (1人につき5日まで・2人以上の場合は年10日まで) 時間外労働・深夜労働の制限 その他の制度 (短時間勤務)	

### パパママ育休プラスって?

父母ともに育休を取得する場合は休業可能期間が延長されて、子が1歳2か月までの間、それぞれ1年まで育休が取得できます。  
(ただし、出産した母の場合は誕生日、産後休業期間と育児休業期間を合わせて1年間)

# 1-3. 産前・産後休暇中, 育児休業中の経済的支援等

名称	内容	問合せ先
出産育児一時金	健康保険の被保険者(本人)が出産したとき、1児につき42万円(産科医療保障制度加算対象出産でない場合は40万8千円)が出産育児一時金として支給されます。	協会けんぽ 健康保険組合 町民保健課 等へ
出産手当金	産前・産後休暇の期間中、給与が支払われない場合、健康保険から1日につき、賃金の3分の2相当額が支給されます。 ただし、休業している間にも会社から給与が支払われ、出産手当金よりも多い額が支給されている場合には、出産手当金は支給されません。	協会けんぽ 健康保険組合等へ
育児休業給付金	1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した等の一定の要件を満たした方が対象で、原則として休業開始時の賃金月額67%が支給されます。なお、育児休業の開始から6か月経過後は50%になります。	ハローワーク等へ
産前産後期間国民年金保険料免除制度	出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。	年金事務所 町民保健課

## 知っていますか？ パーキングパーミット制度(身障者用駐車場利用証制度)

県と協定を締結した公共施設や店舗などの身障者用駐車場は妊婦さんも使うことができます。

利用できる期間は妊娠7か月～産後3か月で、利用証の申請・交付が必要です。

受付は出産予定日の4か月前から。母子健康手帳

の住所、氏名、分娩予定日の記載があるページの写しが必要です。

診断書や申請書の様式は県のHPに掲載してあります。

申請書は福祉事務所・総管理課にもあります。

# 1-4. 赤ちゃんが生まれたら

## 出生届けの提出

赤ちゃんが生まれたら出生届けを提出してください。

### 届出期間

生まれた日を含む14日以内

### 届出場所

父母の本籍地、届出人の所在地、出生地のいずれかの戸籍担当窓口

### 届出人

父母、同居人、出産に立ち会った医師、助産師、その他の立会人の順

### 必要なもの

- 出生届兼出生証明書(医師か助産師が記名押印したもの)
- 届出人の印鑑(スタンプ式ゴム印不可)
- 母子健康手帳

### 問合せ先

町民保健課、総管理課

## 出産育児一時金

健康保険に加入している方が出産をすると支給されます。

一児につき産科医療保障制度に加入する医療機関で出産した場合は42万円、それ以外の場合は40万8千円が支給されます。

国民健康保険の方は町民保健課へ、社会保険の方は協会けんぽ、健康保険組合へお問い合わせください。

## 健康保険証手続

国民健康保険は、出生から14日以内に町民保健課または総管理課で加入の手続きをしてください。  
社会保険は職場で加入の手続きをしてください。

### 必要なもの

- 母子健康手帳
- 印鑑(スタンプ式ゴム印不可)

### 届出期間

生まれた日を含む14日以内

### 問合せ先

町民保健課

## 子ども医療費助成・給付

お子さんが入院や通院されたときの医療費を助成する制度です。

### ■対象者

0歳から高校終了まで(18歳到達後最初の3月31日まで)の子どもで、保護者が町内に居住しており、健康保険に加入している方。

- ※生活保護世帯に属する方、ひとり親家庭医療費、重度心身障害者医療費の助成を受けている方は除きます。
- ※住民税非課税世帯のお子さんは、子ども医療費給付(窓口での医療費支払なし)を受けることができます。

### ■助成の範囲

医療費保険適用分全額

### ■登録に必要なもの

- お子さんの保険証
- 印鑑(スタンプ式ゴム印不可)
- 保護者名義の通帳またはキャッシュカード

### ■備考

学校の災害共済給付を受けられる場合は助成対象外  
所得制限なし

### ■助成の流れ

**県内の医療機関の場合**…医療機関等で受給資格者証と保険証を提示することで、支払った医療費の保険診療分が受給月の約2か月後の月末に指定口座に振り込まれます。

**県外医療機関の場合**…県外の医療機関等で受診した場合は領収書を持参のうえ、福祉事務所、総合管理課で申請してください。

※助成の申請期限は、診療月の翌月から2年以内となっていますのでご注意ください。

### ■問合せ先

福祉事務所

## 児童手当

中学校終了までの児童を養育している方に、次代を担う児童の健やかな成長を支援するために支給される手当です。

### ■対象者

原則日本国内に居住しており、中学校終了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している方。(所得が右記表の①以上②未満の場合、特例給付を支給します。②以上の場合は支給されません。)

### ■支給月額

#### ●児童手当

- ・ 3歳未満……………一律15,000円/月
- ・ 3歳から小学校終了(第1子、第2子)……………10,000円/月
- ・ (第3子以降)……………15,000円/月
- ・ 中学生……………一律10,000円/月

#### ●特例給付(所得制限以上)

……………一律5,000円/月

※第3子以降とは、18歳到達後最初の3月31日までの養育している児童のうち3番目以降をいいます。

### ■申請手続き

出生や転入時は申請が必要です。申請した日の属する月の翌月分からの手当が支給されます。

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当てを受けられなくなりますので、ご注意ください。

公務員は勤務先で手続きしてください。

単身赴任などで生計の中心となる方と子どもが別居している場合は、生計の中心となる方が居住する市区町村で手続きすることになります。

転出、養育する児童が減ったとき、住所変更、口座変更の場合も手続きが必要になります。

### ■支給の時期

6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの4か月分の手当を支給します。



### ■児童手当所得制限限度額

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

(注) 1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額(所得額ベース)は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

2. 扶養親族数の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

### ■必要なもの

- 請求者(生計の中心となる方)の健康保険証
- 請求者名義の預金通帳またはキャッシュカード
- 印鑑(スタンプ式ゴム印不可)
- ※児童と別居している場合、別居している児童のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードが必要です。
- 申請者及び配偶者のマイナンバーカード
- ※マイナンバー通知カードの場合は、マイナンバー通知カードと顔写真つき身分証明書等が必要です。

### ■問合せ先

福祉事務所

## 子宝お祝い金

次世代を担う子どもの出生を祝福するとともに、その健やかな成長を願ってお祝い金を贈ります。

### ■対象者

子どもを出産し養育する方（出産した方に代わり現に養育する方を含む）で出産日以前に引き続き1年以上町内に住所を有し、かつ出産後引き続き3年以上本町に居住する意志のある方

### ■支給額

第1子…10万円  
第2子…20万円  
以降1人につき10万円を加算し支給します。

### ■申請手続き

- 住民票謄本 ●戸籍謄本 ※対象の子が記載されたもの
  - 通帳の写し ●印鑑（スタンプ式ゴム印不可）
- ※町税、保育料等の著しい滞納がある場合は支給しないことがあります。  
※出産前に町内に住所を有する期間が1年に満たない場合はその期間が1年を経過したときに受給資格を有します。その場合は、受給資格を有してから6か月以内に申請してください。

### ■問合せ先

福祉事務所

## 未熟児養育医療給付制度

未熟児（出生時体重が2,000g以下または生活力が特に薄弱）で、指定医療機関での入院治療が必要と認められた乳児に対し、必要な医療の給付を行います。

### ■必要なもの

- 養育医療意見書（医療機関から発行されます。）
  - 世帯の所得税額を確認する書類（源泉徴収票、所得課税証明書等）
  - お子さんの保険証及び子ども医療費助成受給者証
  - 印鑑（スタンプ式ゴム印不可）
  - マイナンバーカード
- ※マイナンバー通知カードの場合は、マイナンバー通知カードと顔写真つき身分証明書等が必要です。

### ■問合せ先

町民保健課

## チャイルドシート無料レンタル

町ではお子さんの安全確保のため、チャイルドシートやジュニアシートの無料貸し出しを行っています。

出産時やお盆・正月休みの帰省時など、臨時的に必要な場合に、ご利用ください。

なお、利用される時は、期限内での返却にご協力をお願いします。

◆貸出期間…最大3か月

◆貸出対象

- ・チャイルドシート ・乳児用
  - ・ジュニアシート
- ※台数に限りがあります。

◆問合せ先

総務課 電話 86-1111  
総合管理課 電話 88-5651



## 申請が必要なもの

	手続きの期間	届け出先等
出生届	生まれた日を含む14日以内	本籍地・所在地・出生地の役所
出生連絡カード	出生後出来るだけ早く	町民保健課、総合管理課
出産育児一時金	出生後出来るだけ早く	町民保健課、総合管理課
健康保険の加入	国民健康保険：生まれた日から14日以内 社会保険：5日以内	国民健康保険の場合：町民保健課、総合管理課 職場の健康保険加入の場合：勤務先
子ども医療費助成	出生後出来るだけ早く	福祉事務所、総合管理課
児童手当	生まれた日の翌日から15日以内	福祉事務所、総合管理課
子宝お祝い金	生まれた日から6か月以内	福祉事務所、総合管理課

## 知っていますか？「子育て支援パスポート」

パスポートを提示することで、協賛する企業や店舗が提供する独自の優待サービスや割引を受けることができます。

鹿児島県では妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる世帯が対象です。利用してくださいね！

申請は福祉事務所、総合管理課へ。

町外の協賛店は鹿児島県のホームページをご覧ください。



かごしま子育て支援パスポート専用WEBサイト

## \*かごしま子育て支援パスポート 町内の協賛店はこちら\*

No.	企業・店舗等名称	子育て支援サービス内容	お店のPR又は子育て家庭へのメッセージ
1	長島観光グラスポート 蔵之元3720-7 電話 0996-88-5252 mail ebisuyag@cronos.ocn.ne.jp	粗品贈呈	悠久の時間と生命が削り上げた芸術を鑑賞して下さい。地元網元の生まれで20代は世界の海を航海士として駆け巡った船長岩崎がご案内します。
2	鹿児島相互信用金庫 長島支店 鷹巣字田島1771番地1 電話 0996-86-1116 hp <a href="https://www.shinkin.co.jp/kasosin/">https://www.shinkin.co.jp/kasosin/</a>	①子育て応援定期積金「ハローキッズ定期積金」の取扱 ②「子育て応援メリット金利」の取扱	当金庫では「そうしんSDGs宣言」の主旨に基づき、子育てを支援する目的で満18歳未満のお子様がいいらっしゃる家庭を対象に、①最高で0.10%上乗せ可能なハローキッズ定期積金と②ローン金利を優遇するメリット金利の取扱いを行っています。大切なお子様の成長に合わせたご準備にお役立て下さい。
3	鹿児島相互信用金庫 西長島支店 指江字上前田139番地1 電話 0996-88-6671 hp <a href="https://www.shinkin.co.jp/kasosin/">https://www.shinkin.co.jp/kasosin/</a>		
4	(有)崎口建設 鷹巣1172-7 電話 0996-86-1602	子供部屋等の新築・改築に伴う見積無料サービス	信用とまごころサービスをモットーにしています。
5	理容 たての 鷹巣1659-5 電話 0996-86-0708	粗品贈呈	まごころで奉仕の店…子育てを支援いたします
6	林商店 山門野4819-2 電話 0996-87-0728	粗品進呈（毎月第3日曜日親子で来店の場合）	
7	温泉センター 東泉望 鷹巣333-32 電話 0996-86-2626	お子様へ温泉入浴ポイント2倍（親子来店の場合のみ）	毎月第2月曜日 休館
8	(株)山川屋 鷹巣710-3 電話 0996-86-0023 hp <a href="http://www.yamagawayaya.co.jp">http://www.yamagawayaya.co.jp</a>	・ベビーカーが通れるバリヤフリー店舗 ・おもちゃの貸出・ミルクのお湯の提供 ・店内に授乳スペースあり。	
9	小川醸造(株) 鷹巣2300 電話 0996-86-0027	自社製造製品に限り5%引・新製品サンプルサービス	原料を厳選し、赤ちゃんからお年寄りまで、安心してお使いいただけます。町内配達もいたします。お気軽に声をかけて下さい。
10	(株)ショッピングプラザ たけだ 指江106番地1 電話 0996-88-5022	ミルクのお湯の提供・授乳スペースの提供・ベビーカー入店可	まごころで子育てを応援します。
11	メガネのアイ 鷹巣709-3 電話 0996-86-0586	・メガネの調整・洗浄等のアフターサービス ・待合所での雑誌、テレビ、お茶等のサービス ・粗品進呈	まごころでアフターサービスいたします。子育てを応援します。
12	鹿児島いずみ農業協同組合 東事業所 鷹巣1656-2 電話 0996-86-1211 hp <a href="http://www.ks-ja.or.jp/izumi/">http://www.ks-ja.or.jp/izumi/</a>	①JAの子育て応援定期積金「夢・希望(みらい)応援積立」を発売し金利優遇致します。 ②JAの住宅ローン等で金利優遇致します。	JAでは、地域に根ざした金融機関を目指し、子育て支援パスポート事業に参画することで、子育て世代の応援になればと、金利優遇の取扱いを致します。
13	鹿児島いずみ農業協同組合 長島事業所 指江566-1 電話 0996-75-2111 hp <a href="http://www.ks-ja.or.jp/izumi/">http://www.ks-ja.or.jp/izumi/</a>	①JAの子育て応援定期積金「夢・希望(みらい)応援積立」を発売し金利優遇致します。 ②JAの住宅ローン等で金利優遇致します。	JAでは、地域に根ざした金融機関を目指し、子育て支援パスポート事業に参画することで、子育て世代の応援になればと、金利優遇の取扱いを致します。
14	伊唐保育園 鷹巣4524番地11 電話 0996-86-0831	・ミルクのお湯提供 ・絵本、おもちゃの貸出し	まわりは大自然で、きれいな海も見えます。気分転換にお越しください。運がよければカモに会えるかも。

# 2

## 乳幼児期



### 2-1. 赤ちゃんの健康管理

#### 新生児・産婦訪問

問合せ先：町民保健課

出産後1か月以内の方（里帰り出産の場合は出産後2か月）を対象に保健師が訪問し、新生児や産婦の状況把握とともに子育てに必要な情報を提供します。

#### 乳幼児健診を受けましょう

健康診査を受けることはお子さんの発育・発達を知るうえでとても大切です。お父さんお母さんの日ごろの子育てについての不安や悩みもご相談ください。

対象となるお子さんがいらっしゃる方に通知を送付いたします。

事業名	対象	内容	場所	費用
2か月児母子相談	2か月児	身体計測、発育確認、予防接種についてのお話	保健福祉センター	無料
3～4か月児健康診査	3～4か月児	身体計測、問診、診察、集団指導	保健福祉センター	無料
6～7か月児健康診査	6～7か月児	身体計測、問診、診察、集団指導	保健福祉センター	無料
9～11か月児健康診査	9～11か月児	身体計測、問診、診察	委託医療機関	無料 乳児健康診査受診票（※）を利用
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児～1歳7か月児	身体計測、問診、診察、尿検査、歯科検診、相談、フッ素塗布	保健福祉センター	無料
幼児歯科検診	2歳0か月児 2歳6か月児 3歳0か月児	身体計測、歯科検診、ブラッシング指導、フッ素塗布、相談	保健福祉センター	無料
3歳児健康診査	3歳6か月児～3歳8か月児	尿検査、身体計測、問診、診察、歯科検診、相談、フッ素塗布	保健福祉センター	無料

※受診票の紛失や他市町村からの転入の方はお問い合わせください。

#### 予防接種

予防接種法に基づいて、町内に住所登録がある方を対象に予防接種を実施しています。

予防接種は体を守る手助けをしてくれます。予防接種を受けて感染症にかからないように、かかっても軽くすむように強い体をつくりましょう。

委託医療機関での接種となりますので、予防接種をする際は医療機関へ予約の連絡をしてください。予防接種実施の際は母子健康手帳、予防接種予診票が必要です。

※予診票の紛失や他市町村からの転入の方はお問い合わせください。  
(予診票の交付を希望する場合は、母子健康手帳が必要です。)

#### 予防接種の管理が大変!



スマートフォンの予防接種アプリを利用すると、次回の接種日を教えてくれる便利アイテムもありますよ。

#### お子さん一人一人の発達には違いがあります。

ことばや発達についての相談や教室も行っております。“子どものこんな様子が気になる”など保護者が一人で悩まずに、まずは保健師に気軽にご相談ください。

##### 個別発達相談(要予約)

発達について相談したい方

臨床心理士・言語聴覚士・作業療法士による個別相談

##### 親子教室(ぴよぴよルーム)

保育士・保健師による発達支援

#### 知っていますか?

#### 鹿児島県小児救急電話相談



夜間におけるお子さんの急な病気について、看護師等が応急処置や医療機関の受診の必要性などの助言を行います。

受付時間……………午後7時～午後11時（毎日対応）

電話番号……………#8000

携帯からも利用可…099-254-1186

# 予防接種スケジュール(3歳未満)

種類	ワクチン	接種回数	標準的な接種時期	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1歳	2歳	
				か月														
定期接種	インフルエンザ菌b型(ヒブ) 不活化ワクチン	計4回	・2,3か月に各1回 ・4-5か月に1回 ・12-19か月に1回															
	肺炎球菌(PCV13) 不活化ワクチン	計4回	・2,3か月に各1回 ・4-5か月に1回 ・12-15か月に1回															
	4種混合(DPT-IPV) 不活化ワクチン	計4回	・3,4,5か月に各1回 ・12-19か月に1回															
	BCG 生ワクチン	1回	・5-7か月に1回															
	麻しん,風しん(MR) 生ワクチン	計2回	・12か月に1回 ・5-6歳に1回															
	水痘 生ワクチン	計2回	・12か月に1回 ・15-23か月に1回															
	日本脳炎 不活化ワクチン	計4回	・3歳に2回 ・4歳に1回 ・9-12歳に1回															
	B型肝炎(HBV) 不活化ワクチン	計3回	・2,3か月に各1回 ・7-11か月に1回 ・0,1,6か月に各1回															
任意接種	おたふくかぜ 生ワクチン	計2回 予防効果を確実にするため2回接種	・12-15か月に1回 ・3-6歳に1回															
	インフルエンザ 不活化ワクチン		・毎年10月,11月などに2回 ※13歳未満は2回															

定期接種の推奨期間
  任意接種の推奨期間  
 定期接種の接種可能な期間
  任意接種の接種可能な期間

# 2-2. 幼稚園・保育園・認定こども園などの利用

## 利用手続き

お子さんの年齢と保育の必要性の有無によって、次の3つの区分で認定を受けていただく必要があります。認定区分に応じて利用できる施設などが異なります。

### 認定の種類

対象と利用できる施設・事業	認定区分
満3歳以上であり、小学校就学前のお子さんで幼稚園や認定こども園での教育を希望する場合。	1号認定
満3歳以上のお子さんで保護者の就労や疾病などの「保育の必要な理由」があり、保育園や認定こども園での保育を希望する場合。	2号認定
満3歳未満のお子さんで保護者の就労や疾病などの「保育の必要な理由」があり、保育園や認定こども園での保育を希望する場合。	3号認定

### 保育の必要な理由 (2,3号認定)

保護者が次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労（フルタイムのほかパートタイム、居宅内の労働など）※月48時間以上の勤務が必要です。
- 妊娠、出産
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
- 保護者の疾病・障がい
- 育児休業取得中にすでに保育を利用しているお子さんがいて継続利用が必要であること。
- 虐待やDVのおそれがあること
- 同居または長期入院している親族の介護・看護

※同居親族の方がお子さんを保育することができる場合は、利用の優先度が調整されます。

### 保育の必要量

保育を必要とする2号・3号認定は、さらに「保育の必要量」として、保護者の就労状況に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかの認定を受けていただく必要があります。

なお、就労以外の理由についても、世帯の状況に応じて「保育の必要量」の認定がなされます。

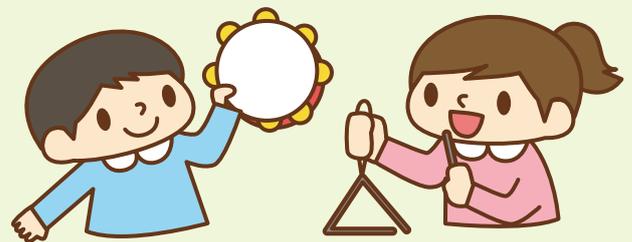
区分	就労時間	施設利用可能時間
保育標準時間	120時間以上 (1か月当たり)	11時間 (1日当たり)
保育短時間	48時間以上120時間未満 (1か月当たり)	8時間 (1日当たり)

※施設利用可能時間は施設の開所時間の範囲内での利用となります。開所時間は施設によって異なります。

### 利用料

施設区分	保育料(利用料)
公立幼稚園	給食費4,450円
保育園・認定こども園	保護者の町民税額に応じた金額

※施設によっては保育料以外に実費負担（制服代、通園バス代など）が生じる場合があります。  
 ※施設を兄弟姉妹で利用する場合、多子世帯の保育料の軽減を受けられる場合があります。



### 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり必要な保護を行う事業。

### 延長保育

保育認定を受けた子どもについて、保護者の勤務などの都合により、通常の保育時間以外に保育が必要な場合に延長保育を実施しています。

※利用料、実施時間は施設により異なりますので、直接実施施設にお問い合わせください。

## 幼稚園

施設名	運営	定員	1号	2号	3号	所在地	電話番号	開所時間	預かり保育	障がい児保育
鷹巣幼稚園	公	70	○	—	—	鷹巣1888番地	86-1268	午前8時30分から 午後2時	午後5時まで	有
獅子島幼稚園	公	35	○	—	—	獅子島118番地	89-3045	午前8時30分から 午後2時30分	午後6時まで	有

## 保育園

施設名	運営	定員	1号	2号	3号	所在地	電話番号	開所時間	延長保育	一時預かり	障がい児保育
東保育園	私	60	—	○	○	鷹巣2386番地3	86-0074	午前7時30分から 午後6時30分	午前7時から午前7時30分 午後6時30分から午後7時	有	有
本浦保育園	私	20	—	○	○	諸浦979番地9	86-0323	午前7時30分から 午後6時30分	無	有	有
平尾保育園	私	50	—	○	○	平尾338番地1	88-2634	午前7時から 午後6時	無	有	有
まこと保育園	私	50	—	○	○	城川内600番地	88-5563	午前7時から 午後6時	午後6時から 午後7時	有	有
伊唐保育園	公	12	—	△	○	鷹巣4524番地11	86-0831	午前8時30分から 午後5時	無	無	無

## 認定こども園

施設名	運営	定員	1号	2号	3号	所在地	電話番号	開所時間	延長保育	一時預かり	障がい児保育
風の杜こども園	私	130	○	○	○	川床961番地	87-0314	午前7時から 午後6時	午後6時から 午後6時30分	有	有
認定こども園さすえ	私	55	○	○	○	指江146番地1	88-5009	午前7時から 午後6時	午後6時から 午後6時30分	有	有

### 公立幼稚園

**申込方法**……………各幼稚園にある申請書にて申請  
**提出先**……………直接幼稚園へ申込  
**対象者**……………3歳以上の子ども  
**預かり保育（一時預かり）希望者**  
 ……………お菓子代、教材代等が別途かかります。  
**問合せ先**……………教育総務課、各幼稚園

### 保育園

**申込方法**……………福祉事務所、総合管理課にある申請書にて申請  
**提出先**……………福祉事務所及び総合管理課  
 （提出時にはマイナンバーカードの提示が必要です。）  
 ※マイナンバー通知カードの場合は、マイナンバー通知カードと顔写真つき身分証明書等が必要です。  
**対象者**……………0歳児から小学校入学前まで  
**延長保育希望者**…直接保育園へ申込  
**問合せ先**……………福祉事務所

### 認定こども園

**申込方法**……………認定こども園にある申請書にて申請  
**提出先**……………直接認定こども園へ申込  
**対象者**……………0歳から小学校入学前の保育が必要な子ども  
 3歳以上のお子さんで教育を希望する場合  
**問合せ先**……………各認定こども園



## 2-3. 地域子育て支援拠点

事業名	対象	内容	開催場所	日時	問合せ先
子育てひろば	就学前の乳幼児・妊婦	親子ふれあいの場 自由遊び 子育て相談	保健福祉センター 獅子島アイランドセンター	保健福祉センター 月・木・金曜日 獅子島アイランドセンター 水曜日 午前10時から午後3時	社会福祉協議会 ☎86-0190

# 3

## 学童期



問合せ先：教育総務課

### 3-1. 小学校入学

#### 小学校に入学するまで

小学校入学前（10月～11月頃）に健康診断を行います。（9月下旬までに保護者あてに通知します）  
入学通知書を1月末日までに発送します。各小学校で入学説明会を行います。（2月頃）

#### 就学援助

町では町内の小・中学校に在学するお子さんの就学で経済的に困りの保護者に対し、学用品費等の一部を援助しています。

##### 対象者

- 生活保護法による保護の停止または廃止された家庭
  - 保護者の職業が不安定で生活が困難と認められた方
- ※生計を共にする世帯員の合計所得等により審査します。

##### 援助の内容

項目	小学校	中学校
学用品費	11,520円	22,510円
通学品費（第1学年を除く）	2,250円	2,250円
校外活動費（非宿泊）	1,580円以内	2,290円以内
新入学用品費（4月認定の1年生）	50,600円	57,400円
修学旅行費	修学旅行に要した実費の一部	
通学費	小中学校遠距離通学生の通学補助程度	
医療費	医療に要した実費	

##### 申請方法

「就学援助について」のお知らせ文書を4月初めから中頃に、学校から全児童・生徒に配布します。

学校から「就学援助申請書」等を受け取り、それらを記入し、学校へ提出してください。

7月上旬に学校を通じて、審査結果をお知らせします。



#### 長島町立学校一覧表

##### 小学校

	所在地	電話
鷹巣小学校	鷹巣1888	86-0006
川床小学校	川床1144	87-0135
伊唐小学校	鷹巣4263	86-1104
獅子島小学校	獅子島118	89-3054
城川内小学校	城川内870	88-5342
平尾小学校	平尾832	88-2020
蔵之元小学校	蔵之元1631-2	88-5101

##### 中学校

	所在地	電話
鷹巣中学校	鷹巣1687	86-0003
川床中学校	川床1547	87-0136
獅子島中学校	獅子島118	89-3054
長島中学校	指江548	88-5007
平尾中学校	平尾5719	88-2013

## 転校手続き

### ◆長島町から転出するとき

#### ①現在かよっている学校に電話連絡

引っ越し先、連絡先等をお知らせください。転校に必要な手続きがあるのでお早めに連絡をお願いします。また、転校先の教育委員会にも連絡しておくことをお勧めします。

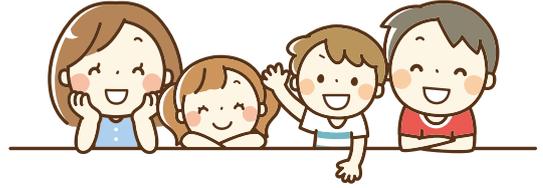
#### ②現在かよっている学校で手続き

一度保護者の方に学校へ行っていただく必要があります。転校先の学校に提出する在学証明書等の書類をお渡しします。

また、積立金等の残金がある場合、このときに清算します。

#### ③転出の手続き

町民保健課または総合管理課で転出の手続きを行ってください。



## 指定校変更・区域外就学制度

保護者・児童生徒の諸事情により、町内の指定された学校以外の学校、町外の学校へ就学を希望する場合には一定の基準に該当した場合、許可により他学区、他市町村の小学校・中学校に就学できます。詳細はお問い合わせください。

## 3-2. 放課後児童クラブ（学童保育）

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生のお子さんを対象に、授業の終了後などに遊びや生活の場を提供します。

### 対象児童

町内の小学校に通学している小学生

### 手続き

実施施設に直接申込みをしてください。

※利用料、実施時間は施設により異なりますので、実施施設に直接お問い合わせください。



## 児童クラブ一覧

実施施設	所在地	電話番号	問合せ先
鷹巣児童クラブ	鷹巣1888	86-0190	社会福祉協議会
東キッズクラブ	鷹巣2386番地3	86-0074	東保育園
かわとこ児童クラブ	川床961番地	87-0314	風の杜こども園
平尾児童クラブ	平尾338番地1	88-2634	平尾保育園
認定こども園さすえ児童クラブ	指江146番地1	88-5009	認定こども園さすえ
まこと児童クラブ	城川内600番地	88-5563	まこと保育園

# 4

## 長島町独自の奨学金制度



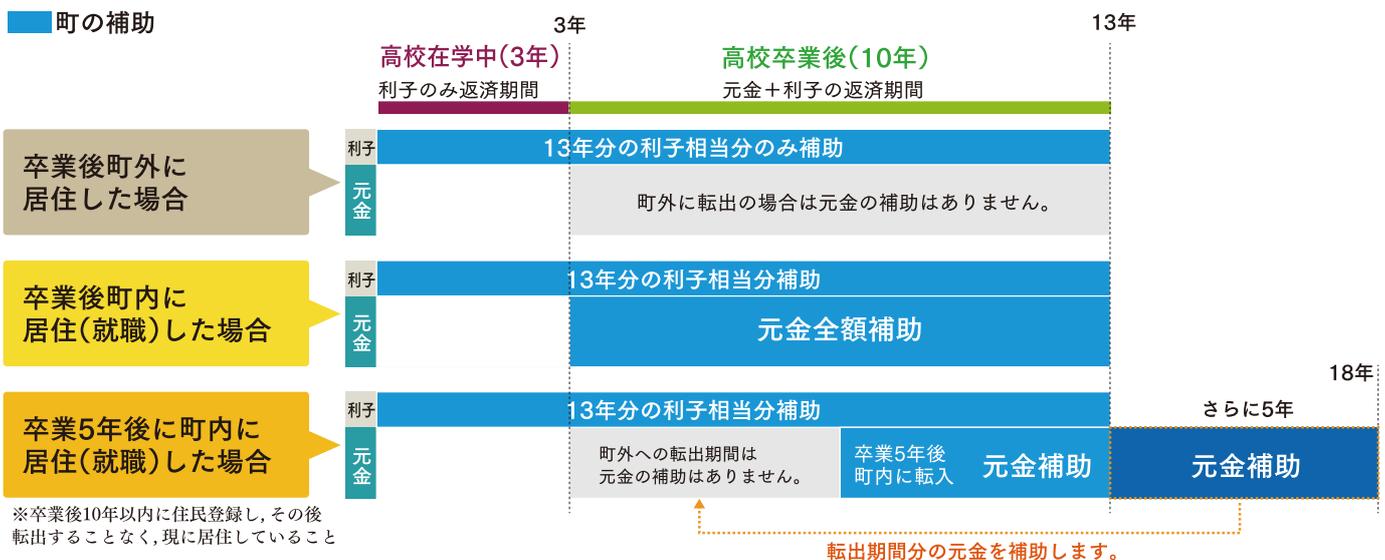
### ぶり奨学金制度

ぶり奨学金制度とは、出世魚で回遊魚のぶりにちなみ、学校等卒業後、地元リーダーとして活躍してほしいとの願いを込めて名づけられた長島町の新しい奨学金制度です。

具体的には、金融機関からぶり奨学ローンを借り、返済した場合に、元金相当額については卒業後に長島町に戻って居住している期間分を、利子相当額については全期間分をぶり奨学基金から補填する制度です。

申請できる方の 補助金受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ぶり奨学ローンの貸与を受け、当該奨学ローンを返済していること</li> <li>② 町税等を滞納していないこと</li> <li>③ 元金相当分の交付を受けられることができる方は、奨学生が卒業後10年以内に住民登録し、その後転出することなく、現に居住していること (ただし、転出した場合は交付を受けることはできません。)</li> </ul>
補助金の額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請する年度に返済した利子(全ての方が対象)</li> <li>●元金の支払いについては、借入額の10分の1を毎年度支払い (卒業後、10年以内に奨学生が町内に居住している期間)</li> </ul>
交付申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 長島町ぶり奨学金償還補助金交付申請書 ..... 教育総務課</li> <li>② 金融機関が発行するぶり奨学ローンの返済額を証する書類 ..... 金融機関</li> <li>③ 現住所を証する書類(戸籍附票) ..... 戸籍係</li> <li>④ 世帯全員の納税証明書 ..... 税務課</li> </ul> <p>※元金請求の場合は、本人(奨学生)申請となります。</p>
申請	<p>毎年3月(3月返済日以降に申請) ※上記の①~④の書類を教育総務課へ3月末日までに申請</p>
補助金支払い	<p>審査決定後、遅滞なく交付</p>

#### 金融機関から高校在学時に「ぶり奨学ローン」を利用した場合



お問い合わせ

●「ぶり奨学金制度」に関するもの  
長島町教育委員会教育総務課  
TEL 0996-88-5679

●「ぶり奨学ローン」に関するもの

鹿兒島相互信用金庫 長島支店 TEL 0996-86-1116  
西長島支店 TEL 0996-88-6671

# 5 ひとり親家庭への支援



## ひとり親家庭への負担を軽減

問合せ先：福祉事務所

ひとり親家庭の方が安心して子育てができるよう、いろいろな支援を行っています。

### 児童扶養手当

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童について手当を支給し、ひとり親家庭の生活の安定を図り自立を促進します。父または母が重度の障がいがある場合はひとり親でなくても支給します。また、父母に代わって児童を育てている方に対しても支給します。

#### 対象者

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 父または母が死亡した子ども
- ③ 父または母が一定程度の障がいの状態にある子ども
- ④ 父または母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ 父または母が1年以上遺棄されている子ども
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている子ども
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた子ども
- ⑨ 遺棄などで父母がいるかいないかが明らかでない子ども

※一定額以上の所得がある場合は手当の全部または一部の支給が停止されます。

※公的年金を受給中の方または児童が公的年金の加算の対象となっている場合は、手当の全部または一部の支給が停止されます。

#### 手当を支給できない方

- 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき
- 児童、父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいないとき
- 父または母が婚姻しているとき  
（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるときや戸籍上だけの離婚を含みます）



#### 所得制限

手当を受給する方・配偶者（父または母が障がいがある場合）・養育者・扶養義務者の所得が一定額以上であるときは手当が支給されません。

また、父母に代わって児童を育てている方に対しても支給します。所得制限以内であっても所得に応じて手当の一部が支給停止になる場合があります。扶養の人数により異なりますのでお問い合わせください。

#### 支給月額

- 子どもが1人のとき（令和4年4月～）
  - ① 全部支給される方…43,070円
  - ② 一部支給される方…43,060円～10,160円までの間で細かく認定されています。
- 子どもが2人のとき
  - ① 10,170円加算
  - ② 10,160円～5,090円加算
- 子どもが3人以上1人につき
  - ① 6,100円加算
  - ② 6,090円～3,050円加算

#### 支給時期

1月・3月・5月・7月・9月・11月にそれぞれの前月分までの2か月分の手当を支給します。毎年8月に現況届の提出が必要です。提出がない場合は11月以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

#### 手続きに必要なもの

- 印鑑（スタンプ式ゴム印不可）
  - 戸籍謄本等
- ※詳しくはお問い合わせください。

## ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上をはかる為に医療費を助成する制度です。

### 対象者

- ひとり親家庭の父または母とその児童（18歳到達後最初の3月31日まで）
  - 父母のいない児童
- ※生活保護世帯に属する方、重度心身障害者医療費の助成を受けている方は除きます。

### 所得制限

手当を受給する方・配偶者（父または母が障がいがある場合）・養育者・扶養義務者の所得が一定額以上である時は対象となりません。  
学校の災害共済給付を受けられる場合は助成対象外

### 助成の範囲

医療機関等の窓口で支払った保険診療分（一般診療、歯科診療、調剤薬局など）

### 手続きに必要なもの

印鑑（スタンプ式ゴム印不可）、戸籍謄本などが必要となります。詳しくはお問い合わせください。

### 助成の流れ

医療機関等の窓口で支払った際の領収書を持参のうえ福祉事務所、総合管理課の窓口で申請してください。

※助成の申請期限は、診療月の翌月から6か月以内となっていますのでご注意ください。

### 申請・問合せ先

福祉事務所



## 自立支援教育訓練給付金

適職に就くために必要な資格や技能を取得する為にかかった受講費用の一部を支給します。ただし受講申し込み前に事前相談が必要になります。

### 対象者

- 町内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、以下の要件をすべて満たすもの
- 児童扶養手当の支給を受けているかまたは同様の生活水準にあること
  - 受講開始日現在において雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
  - 適職につくために必要な教育訓練を受けるものであること
  - 過去に訓練給付金の支給を受けたことがないこと

### 申請・問合せ先

福祉事務所



### 対象講座

- 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
  - 国が別に定める就業に結び付く可能性の高い講座
  - その他上記に準じ、町長が地域の実情に応じて対象とする講座
- ※雇用保険の教育訓練給付の指定教育訓練講座は中央職業能力開発協会ホームページで検索できます。

### 支給額

支払った費用の60%の額  
(12,000円を超え200,000円を限度)

※訓練給付金を受給したい方は、受講開始前にあらかじめ受講講座指定申請書を提出し、事前に教育訓練講座の指定を受けなければなりません。  
詳しくはお問い合わせください。

## 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が経済的自立に効果的な資格を取得するために、1年以上養成機関等で修業する場合で、就業（育児）と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減を図るため給付金を給付します。

### 対象者

母子家庭の母または父子家庭の父で次のすべての条件を満たす方

- 児童扶養手当の受給者、または同等の所得水準にあること
- 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- 就業（育児）と修業の両立が困難であると認められる方
- 過去にこの給付を受けたことがないこと

※この訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付を受けている場合は対象となりません。

### 対象資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等

### 支給額

- 高等職業訓練促進給付金  
町民税非課税世帯…月額100,000円  
町民税課税世帯…月額70,500円
- 修了支援給付金  
町民税非課税世帯…50,000円  
町民税課税世帯…25,000円

※申請方法など詳しくはお問い合わせください。

### 申請・問合せ先

福祉事務所



## 母子父子寡婦福祉資金

配偶者のないもので現に20歳未満の児童を扶養しているもの、またはその扶養している児童等、寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長をはかり、併せてその扶養している児童の福祉を増進する為必要な資金の貸し付けを行います。

### 対象者

- 配偶者のないもので現に20歳未満の児童を扶養しているもの
- 配偶者のないものが扶養している児童等
- 父母のない児童
- 寡婦
- 40歳以上の配偶者のない女子で母子家庭の母及び寡婦以外の者（所得制限有）

### 資金の種類

修学資金、転宅資金、生活資金、技能習得資金など12種類の資金を、原則無利子でお貸しします。

### 備考

審査があります。  
連帯保証人が必要な場合があります。  
貸付主体は鹿児島県になります。

### 申請に必要なもの

- 住民票
  - 戸籍謄本及び印鑑証明書等
- ※詳しくはお問い合わせください。

### 申請・問合せ先

福祉事務所



# 6

## 障がいに応じた支援



障がいに応じた支援の作成にあたっては、町が発行している「障がい福祉のしおり」を参考に作成しています。詳しくはそちらをご覧ください。(お手元がない場合は、福祉事務所までお問い合わせください。)

### 障害者手帳

#### 身体障害者手帳

身体に障がいがある場合、県から身体障害者手帳（1級～6級）の交付を受けることができます。手帳が交付されると、障がいの程度に応じて様々なサービスを利用できます。

##### ■対象となる障がい

- 視覚障がい ● 聴覚障がい ● 平衡機能障がい
- 音声・言語・そしゃく機能障がい ● 肢体不自由
- 心臓機能障がい ● じん臓機能障がい ● 呼吸器機能障がい
- ぼうこう・直腸機能障がい ● 肝臓機能障がい ● ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

##### ■申請に必要なもの

- 申請書（書式は福祉事務所、総合管理課にあります）
- 指定医師の診断書（書式は福祉事務所、総合管理課にあります） ● 写真（縦4センチ×横3センチ、脱帽の上半身）1枚 ● 印鑑（スタンプ式ゴム印不可）
- マイナンバーカード ※マイナンバー通知カードの場合は、マイナンバー通知カードと顔写真つき身分証明書等が必要です。

##### ■問合せ先 福祉事務所

#### 療育手帳

知的障がいがある場合、県から療育手帳の交付を受けることができます。手帳が交付されると、障がいの程度に応じて様々なサービスを利用できます。

##### ■障がいの程度

療育手帳	A 1	A 2	B 1	B 2
程 度	最重度	重度	中度	軽度
知能指数	20以下	21～35	36～50	51～75

##### ■申請に必要なもの

- 申請書（書式は福祉事務所、総合管理課にあります） ● 写真（縦4センチ×横3センチ、脱帽の上半身）1枚 ● 印鑑（スタンプ式ゴム印不可）
- マイナンバーカード ※マイナンバー通知カードの場合は、マイナンバー通知カードと顔写真つき身分証明書等が必要です。

##### ■問合せ先 福祉事務所

##### ■18歳未満の児童の判定機関

◆鹿児島県中央児童相談所…鹿児島市桜ケ丘6丁目12番 TEL 099-264-3003  
本人または保護者が直接児童相談所に予約して判定を受けてください。

##### ◆巡回相談

地理的事情や交通不便のため、中央児童相談所、知的障害者更生相談所を利用することが困難な地域を対象に、巡回により各種相談に応じます。巡回相談を受ける場合は予約が必要です。福祉事務所宛にご連絡ください。

◆児童巡回相談…6月、10月、2月

◆知的障害者巡回相談…8月



#### 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいがある場合、県から精神障害者保健福祉手帳（1級～3級）の交付を受けることができます。手帳が交付されると、障がいの程度に応じてサービスを利用できます。

##### ■対象となる精神疾患

- 統合失調症 ● 躁うつ病 ● 非定型性精神病 ● てんかん ● 中毒性精神病 ● 高次脳機能障がい ● 発達障がいなど

##### ■申請に必要なもの

- 申請書（書式は福祉事務所、総合管理課にあります） ● 写真（縦4センチ×横3センチ、脱帽の上半身）1枚
- 印鑑（スタンプ式ゴム印不可）
- ①～③のうちいずれか
  - ① 指定医師の診断書（書式は福祉事務所、総合管理課にあります）
  - ② 精神障がいを受給事由とする障害年金の年金証書の写し、直近の年金振込通知書の写し、同意書
  - ③ 精神障がいを受給事由とする特別障害給付金資格者証の写し、直近の年金振込通知書の写し、同意書
- マイナンバーカード ※マイナンバー通知カードの場合は、マイナンバー通知カードと顔写真つき身分証明書等が必要です。

##### ■問合せ先 福祉事務所

# 医療費の助成

## 重度心身障害者医療費助成

重度の障がいのある方の経済的負担を軽減するために、医療機関で支払った医療費の自己負担部分の一部を助成します。

### ■対象者

- 身体障害者手帳1級または2級の方
- 療育手帳A1またはA2の方
- 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1の方
- 療育手帳B1の方で知能指数35以下の方

### ■他の医療制度との関係

子ども医療費助成またはひとり親家庭医療費助成制度の対象の方であっても、重度障害者医療費助成制度が優先されます。

### ■申請に必要なもの

- 申請書
  - 障害者手帳
  - 印鑑（スタンプ式ゴム印不可）
  - 本人名義の預金通帳の写し
  - 医療保険証
  - マイナンバーカード
- ※マイナンバー通知カードの場合は、マイナンバー通知カードと顔写真つき身分証明書等が必要です。

■問合せ先 福祉事務所

## 自立支援医療（育成医療）

18歳未満で身体障がいのある児童または現状を放置すれば将来障がいが残ると認められる児童が、障がいを軽減・除去する治療や手術を指定自立支援医療機関で受ける場合に、事前に申請することで自立支援医療の給付を受けることができます。

### ■対象となる障がい

- 視覚障がい
  - 聴覚障がい
  - 平衡機能障がい
  - 音声・言語・そしゃく機能障がい
  - 肢体不自由
  - 心臓機能障がい
  - じん臓機能障がい
  - 呼吸器機能障がい
  - ぼうこう・直腸機能障がい
  - 肝臓機能障がい
  - ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい
- ※確実な治療効果が期待できない治療や手術は対象となりません。

### ■申請に必要なもの

- 申請書
  - 医療保険が同一の方すべての保険証
  - 指定医療機関の意見書
  - 印鑑（スタンプ式ゴム印不可）
  - マイナンバーカード
- ※マイナンバー通知カードの場合は、マイナンバー通知カードと顔写真つき身分証明書等が必要です。

■問合せ先 福祉事務所

## 自立支援医療（精神通院医療）

精神障がいのある方が通院による医療を指定自立支援医療機関で受ける場合に、自立支援医療の給付を受けることができます。

### ■有効期間

1年間（更新申請は、有効期間終了の3か月前からできます。）



### ■申請に必要なもの

- 申請書
  - 同意書
  - 医療保険が同一の方すべての保険証
  - 指定医療機関の意見書
  - 印鑑（スタンプ式ゴム印不可）
  - マイナンバーカード
- ※マイナンバー通知カードの場合は、マイナンバー通知カードと顔写真つき身分証明書等が必要です。

■問合せ先 福祉事務所

## 小児慢性特定疾患にかかる医療費助成

小児慢性特定疾患に罹患している18歳未満の児童が、治療や手術を指定医療機関等で受ける場合に、自立支援医療の給付を受けることができます。

### ■対象となる疾患

- 悪性新生物
- 慢性腎疾患
- 慢性呼吸器疾患
- 内分泌疾患
- 糖尿病
- 膠原病
- 先天性代謝異常
- 神経・筋疾患
- 慢性消化器疾患
- 血友病等血液・免疫疾患

### ■問合せ先

出水保健所 TEL 0996-62-1636  
必要な書類は保健所にあります。  
まずはお問い合わせください。



### \*「障がい」の表記について

本冊子では、法律名や法律上の名称等を除き、「障害」の表記をせずに「障がい」と一部ひらがな表記しました。

# 各種手当・年金制度

## 特別児童扶養手当

精神または身体が障がいの状態にある20歳未満の児童について、福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に手当を支給する制度です。

### ■対象者

障がいの状態（法で定める程度以上）によりますので、お問い合わせください。

※次のいずれかに該当する場合は手当を受けられません。

- 対象児童が国内に住所を有しないとき。
- 対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき。（障害児福祉手当は年金ではないため併給できます。）
- 対象児童が児童福祉施設など（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く）に入所しているとき。

### ■支給月額（令和4年4月～）

- 重度障がい児（1級）…52,400円（月額）
  - 中度障がい児（2級）…34,900円（月額）
- ※請求者、配偶者、同居の扶養義務者に所得制限があります。  
※手続きに必要なものはお問い合わせください。

### ■支給月

4月、8月、11月

### ■問合せ先

福祉事務所

## 障害児福祉手当

身体、知的又は精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする程度の障がいの状態で、一定の要件に該当する20歳未満の方に支給します。

### ■対象者

- 両目の視力の和が0.02以下の方など
- 両耳の聴力が補聴器を使用しても音声を識別することができない程度の方
- 両上肢に著しい障がいがある方、両下肢の機能を失った方、体幹機能障がいである方
- 内臓機能などに重度の障がいがある方
- 精神状態に重度の障がい（知能指数がおおむね20以下）である方

※原則として認定診断書により判定します。

※本人、扶養義務者などに所得制限があります。

※施設入所中の方や、障がいを事由とする公的年金を受給できる方は対象外です。

### ■申請に必要なもの

- 印鑑（スタンプ式ゴム印不可）
- 身体障害者手帳及び療育手帳所持者はその手帳
- 本人名義の預金通帳
- 障害児福祉手当認定診断書
- マイナンバーカード ※マイナンバー通知カードの場合は、マイナンバー通知カードと顔写真つき身分証明書等が必要です。

### ■手当額 14,850円（月額）

### ■支給月 5月、8月、11月、2月

### ■問合せ先 福祉事務所

## 鹿児島県心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の保護者が生存中に一定額の掛け金を納付することにより、保護者が万が一死亡または重度の障がいになった場合に、あとに残された心身障がい者に終身一定額の年金を支給し、保護者亡き後の心身障がい者の生活の安定と福祉の増進を図ります。

### ■対象者

- ①身体障害者手帳1級～3級の方
- ②知的障がい者
- ③身体または精神に永続的な障がいがあり、①または②程度と認められる方。

### ■加入者

- 65歳未満の保護者で生命保険に加入できる健康状態の方。
- 県内に住んでいること。

### ■掛け金

加入時の扶養者の年齢により異なり、所得に応じて一口当たり9,300円から23,300円です。

### ■年金の給付

加入者が死亡または著しい障がいのある状態となったときは、その月から障がい者に毎月2万円（二口加入の場合は4万円）の年金を、障がい者が亡くなられるまで支給します。

### 心身障害者扶養共済制度の掛け金の一部負担の助成について

掛け金の納付が経済的に困難な保護者に対し、町がその掛け金の一部を負担する制度

- 町内に住所を有する生活保護世帯の方  
掛け金の10分の4.5に相当する額
- 前年度分の町民税非課税世帯  
掛け金の10分の3に相当する額

### ■問合せ先

福祉事務所



# 障害福祉サービス

## 日常生活用具の給付

在宅の重度障がい児や難病患者等の方の日常生活の利便をはかるために、日常生活用具を給付します。購入後は給付の対象とはなりませんので、必ず購入前に申請してください。

それぞれの対象者や性能、補助の基準額については細かい基準がありますので事前にお問い合わせください。居宅生活動作補助用具（住宅改修）については、ほかに必要な書類がありますので事前にお問い合わせください。

### ■申請に必要なもの

- 印鑑（スタンプ式ゴム印不可）
  - 障害者手帳、または難病患者等であることが確認できるもの（特定疾患医療受給者証など）
  - 希望する用具の見積書等
  - マイナンバーカード
- ※マイナンバー通知カードの場合は、マイナンバー通知カードと顔写真つき身分証明書等が必要です。  
※医師意見書等が必要な場合があります。  
※詳しくはお問い合わせください。

■問合せ先 福祉事務所

## 身体障害児補装具給付

身体の障がいを補うための補装具の購入や修理にかかる費用の一部を支給します。

### ■対象者

- 身体障害者手帳を所持する児童
  - 難病患者のうち補装具が必要と認められる児童
- ※詳しくはお問い合わせください。

■問合せ先 福祉事務所

## 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付

小児慢性特定疾患児の日常生活の利便を図るため、日常生活用具を給付します。

### ■対象者

- 小児慢性特定医療費医療受給者証の交付を受けている児童
- ※日常生活用具の種類や対象者など詳しくはお問い合わせください。

■問合せ先 福祉事務所

## 障害児通所支援

### ◆児童発達支援

未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

### ◆放課後等デイサービス

就学児に授業の終了後または夏休みなどの休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

### ◆保育所等訪問支援

就園・就学している障がい児の保育所、幼稚園、小学校などを訪問し、集団活動への適応のための専門的な支援を行います。  
※利用するにはそれぞれの通所受給者証が必要になります。

### ■申請に必要なもの

- 申請書
  - 印鑑（スタンプ式ゴム印不可）
  - マイナンバーカード
- ※マイナンバー通知カードの場合は、マイナンバー通知カードと顔写真つき身分証明書等が必要です。

### ■問合せ先

福祉事務所または町民保健課

## 障害児入所支援

### ◆障がいのある児童

療育の必要性が認められた障がい児に対し、障がいの特性に応じて保護、日常生活の指導、知識技能の付与の支援（及び医療）を行います。

申請書等は必要ですが、事前に入所を希望する施設と調整が必要です。まずはお問い合わせください。

※高校卒業後に入所を希望する場合には、18歳未満でも入所希望施設への待機者登録ができます。

■問合せ先 福祉事務所

## 日中一時支援

宿泊を伴わない範囲で一時的に預かり、日中における活動の場を提供します。

また日中において監護をする方がいないなどのことにより、放課後、土日及び夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な障がい児の預かり及び日常的な訓練等を行います。

### ■対象者

- 在宅において介護を受けることが困難な障がい児
- ※短期入所をご希望の方は別途申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

■問合せ先 福祉事務所

## 鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）

公共施設や店舗など様々な施設に設置されている身障者用駐車場を適正に利用してもらうため、障がいのある方や介護の必要な高齢者の方、妊産婦の方等歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付するものです。

### ◆申請方法

郵送申請の場合…必要書類と返信用切手（140円分）を同封の上、郵送してください。

申請窓口	住所	電話
県庁障害福祉課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2746
ハートピアかごしま	鹿児島市小野1-1-1	099-220-5165
北薩地域振興局保健福祉環境部 地域保健福祉課	薩摩川内市隈之城町228-1	0996-23-3166

※診断書や申請書の様式は県のHPに掲載してあります。  
※申請書は福祉事務所・総合管理課にもあります。

# 7

## ケガ・病気のとくに頼りになるお医者さん

医療機関名	所在地	診療科	電話・ファックス	診療時間		
					午前	午後
境田医院	出水市米ノ津町35-20	産科 婦人科 内科 外科	電話 67-2600 ファックス 67-1450	月	8:30~12:00	2:00~6:00
				火	8:30~12:00	2:00~6:00
				水	8:30~12:00	2:00~6:00
				木	8:30~12:00	休診
				金	8:30~12:00	2:00~6:00
				土	8:30~12:00	休診
				日祝祭日	休診	
				※診療受付時間は午前は12:00まで、午後は5:00までになります。		
広瀬産婦人科医院	出水市昭和町15-20	内科 産科 婦人科	電話 62-1559 ファックス 62-8133	月	9:00~12:30	2:30~5:30
				火	9:00~12:30	2:30~5:30
				水	9:00~12:30	2:30~5:30
				木	9:00~12:30	休診
				金	9:00~12:30	2:30~5:30
				土	9:00~12:30	休診
				日祝祭日	休診	
				※診療受付時間は午前は12:00まで、午後は5:00までになります。		
二宮医院	出水市本町4-45	小児科 内科 アレルギー科	電話 62-0167 ファックス 62-9783	月	8:30~12:30	2:00~6:30
				火	8:30~12:30	2:00~6:30
				水	8:30~12:30	2:00~6:30
				木	8:30~12:30	2:00~6:30
				金	8:30~12:30	2:00~6:30
				土	8:30~12:30	休診
				日祝祭日	休診	
				こどもクリニック 永松	出水市平和町25-2	小児科 内科
火	8:30~12:00	2:30~6:30				
水	8:30~12:00	2:30~6:30				
木	8:30~12:00	2:30~6:30				
金	8:30~12:00	2:30~6:30				
土	8:30~12:30	休診				
日祝祭日	休診					
有村産婦人科・ 内科	阿久根市栄町127-3	産科 婦人科 内科 小児科	電話 73-4180 ファックス 73-4326			
				火	8:30~12:30	2:00~5:30
				水	8:30~12:30	2:00~7:00
				木	8:30~12:30	2:00~5:30
				金	8:30~12:30	2:00~7:00
				土	8:30~12:30	2:00~5:30
				日祝祭日	休診	
				※午後2:00~4:00は往診		
しみずこども医院	阿久根市赤瀬川3880-3	小児科	電話 68-0633 ファックス 68-0634	月	9:00~12:00	2:00~7:00
				火	9:00~12:00	2:00~7:00
				水	9:00~12:00	休診
				木	9:00~12:00	2:00~7:00
				金	9:00~12:00	2:00~7:00
				土	9:00~12:00	休診
				日祝祭日	休診	



医療機関名	所在地	診療科	電話・ファックス	診療時間		
鷹巣診療所	鷹巣1814	外科 内科	電話 86-0054 ファックス 86-0084		午前	午後
				月	8:30~12:00	1:30~5:00
				火	8:30~12:00	1:30~5:00
				水	8:30~12:00	1:30~5:00
				木	8:30~12:00	1:30~5:00
				金	8:30~12:00	1:30~5:00
				土	8:30~12:00	休診
				日祝祭日	休診	
長島クリニック	指江82-13	外科 内科 胃腸科	電話 88-6405 ファックス 88-5932		午前	午後
				月	8:30~12:30	2:00~5:30
				火	8:30~12:30	2:00~5:30
				水	8:30~12:30	2:00~5:30
				木	8:30~12:30	2:00~5:30
				金	8:30~12:30	2:00~5:30
				土	8:30~12:30	休診
				日祝祭日	休診	
平尾診療所	平尾134	外科 内科	電話 88-2595 ファックス 88-2669		午前	午後
				月	8:30~12:00	1:30~5:30
				火	8:30~12:00	1:30~5:30
				水	8:30~12:00	1:30~5:30
				木	8:30~12:00	1:30~5:30
				金	8:30~12:00	1:30~5:30
				土	8:30~12:00	休診
				日祝祭日	休診	
高野医院	鷹巣3681-2	内科	電話 86-1031 ファックス 86-1832		午前	午後
				月	8:30~12:00	1:00~6:00
				火	8:30~12:00	1:00~6:00
				水	8:30~12:00	1:00~6:00
				木	8:30~12:00	1:00~6:00
				金	8:30~12:00	1:00~6:00
				土	8:30~12:00	緊急の場合は診察可。
				日祝祭日	緊急の場合は診察可。時間外は電話で確認ください。	

医療機関名	所在地	診療科	電話・ファックス	受付時間		
出水総合 医療センター	出水市明神町520	総合内科,健康管理科, 循環器内科,腎臓内科, 糖尿病・代謝内科, 脳神経内科,血液内科, 呼吸器内科,小児科, 眼科,婦人科,消化器内科, 外科,肝臓内科,乳腺外科, 呼吸器外科,脳卒中センター, 整形外科,放射線科,麻酔科, 皮膚科,リハビリテーション科	電話 67-1611 ファックス 67-1661		午前	午後
				月	7:45~11:00	—
				火	7:45~11:00	—
				水	7:45~11:00	—
				木	7:45~11:00	—
				金	7:45~11:00	—
				土日祝祭日 年末年始	休診	
				出水郡医師会 広域医療センター	阿久根市赤瀬川4513	消化器病センター, 整形外科,泌尿器科, 放射線科,耳鼻咽喉科, 循環器内科, 脳神経外科,麻酔科, 眼科,脳神経内科
月	8:30~11:30	—				
火	8:30~11:30	—				
水	8:30~11:30	—				
木	8:30~11:30	—				
金	8:30~11:30	—				
土	8:30~11:30(検査予約のみ)	—				
日祝祭日 年末年始	休診					
※受診の際は、基本的に全て紹介状が必要です。						

# 長島町 福祉事務所

電話 0996-86-1146

祝日を除く月～金曜日 午前8時30分～午後5時

福祉事務所には子ども家庭支援員もおります。  
ひとりで悩まず、お電話ください。

養護相談, 家庭環境相談, 問題行動相談, 学校問題等の相談等

# 長島町 町民保健課

電話 0996-86-1157

祝日を除く月～金曜日 午前8時30分～午後5時

妊娠～出産～子育てに関することについて、  
何でも気軽にご相談ください。

# 児童相談所 全国共通3桁ダイヤル

「もしかして」あなたが救う小さな手

虐待かもと思ったら



いち

1

はや

8

く

9

※一部のIP電話からは  
つながりません。  
※通話料がかかります。

連絡は匿名で行うことも可能です。  
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

虐待を受けたと思われる  
子どもがいたら。

ご自身が出産や  
子育てに悩んだら。

子育てに悩む  
親がいたら。